

議案第 4 号

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の
割り振り等に関する規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成19年10月10日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「沖縄県立博物館」を「沖縄県立博物館・美術館」に改める。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

1 件名

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

平成19年11月1日に、沖縄県立博物館・美術館を設置し、沖縄県立博物館を廃止することに伴い、関係条項の改正を行う必要がある。

3 改正案の概要

(1) 「沖縄県立博物館」を「沖縄県立博物館・美術館」に改める。(第4条第2項)

4. 根拠法令

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例

5. 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済

6. 添付資料

(1) 新旧対照表

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略 (本庁職員の勤務時間)</p> <p>第2条 略 (公立学校職員の勤務時間)</p> <p>第3条 略 (各機関の職員の勤務時間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 沖縄県立図書館、沖縄県立博物館・美術館、沖縄県立埋蔵文化財センター、沖縄県立青年の家及び沖縄県立少年自然の家、各機関の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり40時間とし、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が勤務時間の割り振りを定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 略 (休憩時間及び週休日)</p> <p>第5条 略 (割り振りの届出)</p> <p>第6条 略 (補則)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略 (本庁職員の勤務時間)</p> <p>第2条 略 (公立学校職員の勤務時間)</p> <p>第3条 略 (各機関の職員の勤務時間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 沖縄県立図書館、沖縄県立博物館、沖縄県立埋蔵文化財センター、沖縄県立青年の家及び沖縄県立少年自然の家、各機関の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり40時間とし、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が勤務時間の割り振りを定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 略 (休憩時間及び週休日)</p> <p>第5条 略 (割り振りの届出)</p> <p>第6条 略 (補則)</p> <p>第7条 略</p>

(注) 条列の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。